

業 務 水 準 書

(周南流域下水道)

令和 7 年度

目 次

1	対象施設	1
2	業務範囲	3
3	放流水質基準	8
4	維持管理要求水準	9
5	事業実施計画	1 0
6	有資格者に関する条件	1 2
7	流入基準	1 3
8	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応	1 4
9	流入基準未達の場合の対応	1 5
1 0	汚泥に関する基準	1 7
1 1	運転に関する条件	1 8
1 2	引継事項	1 9
1 3	本件施設の環境計測	2 0
1 4	業務日報、月間事業報告、四半期事業報告及び年間事業報告の記載内容	2 2
1 5	指定管理料等の計算方法	2 4
1 6	リスク分担表	2 5
1 7	保険	2 7
1 8	遵守すべき関連法令、条例等	2 8

1 対象施設

(1) 施設の名称・所在地

周南流域下水道：幹線管渠 約 30.47 km

周南浄化センター（標準活性汚泥法）

所在地：光市大字浅江字懸山 10929 番地の 125

(2) 施設設計図書

1) 管渠調書

- ① 流量表
- ② 管渠縦断面図

2) 処理施設調書等

- ① 施設設計計算書（容量計算書・水理計算書）
- ② 処理場全体平面図
- ③ 処理フロー図
- ④ 水処理施設平断面図
- ⑤ 汚泥処理施設平断面図
- ⑥ 管理棟平断面図
- ⑦ 水位関係図
- ⑧ 単線結線図
- ⑨ 機器台帳、設備台帳又は設備、機器リスト(処理設備名、能力・容量、台数)
- ⑩ 処理水の再利用・・・ろ布洗浄水、ポンプ冷却水、薬品溶解、散水等
- ⑪ 汚泥処分・・・別途山口県が処分委託（運搬、処分）
- ⑫ し渣処分・・・別途山口県が処分委託（運搬、処分）

(3) 運転管理上の主要な設備

- ① 沈砂池ポンプ棟：流入ゲート、沈砂・し渣かき揚げ搬出機、主ポンプ、脱臭設備、し渣脱水機等
- ② 計量分配棟：電磁流量計、流量制御切替弁等
- ③ 管理棟：水処理中央監視設備、データロガー装置、空調設備等
- ④ 送風機棟：送風機、無停電電源設備等
- ⑤ 水処理電気等：分電盤、換気設備等
- ⑥ スカム処理棟：スカム分離機、汚泥スクリーン等
- ⑦ 雑用水棟：ストレーナー、急速ろ過装置、雑用水槽等

- ⑧ 水処理設備 : 最初沈殿池、エアレーションタンク、最終沈殿池
(1系6池、2系2池) かき寄せ機、散気装置、水中攪拌機、スカム移送ポンプ、
返送汚泥ポンプ等
- ⑨ 滅菌装置 : 紫外線滅菌装置、水質計器等
- ⑩ ボイラー棟 : ボイラー設備
- ⑪ 消化槽 : 汚泥攪拌機等
- ⑫ ガス処理設備 : ガスタンク、脱硫設備、余剰ガス燃焼装置
- ⑬ 自家発電棟 : 受変電設備、自家発電等
- ⑭ 機械濃縮棟 : 常圧浮上機械濃縮設備、原汚泥槽等
- ⑮ 脱水機等 : 汚泥貯留槽、汚泥脱水機、脱臭設備、空調設備等

(4) 令和6年度末水処理施設能力

晴天時 34,000 m³/日最大

雨天時 34,000 m³/日最大

(5) 管渠施設

表1 管渠施設一覧

管渠ルートの名 称	起 終 点	最大内 の寸法 (mm)	最小内 の寸法 (mm)	延長 (m)	公共下水 道接続点 (箇所)
島田川幹線	光市大字浅江字懸山地先から 岩国市玖珂町字有延まで	1,650	600	25,940	13
熊毛第1幹線	光市大字小周防字下福田から 周南市大字安田字赤田まで	700	400	1,500	1
熊毛第2幹線	光市大字小周防字西古土井から 周南市大字中村字五反田まで	600	450	1,370	1
熊毛第3幹線	光市大字小周防字上橋本から 周南市大字大河内字郷ヶ坪まで	450	450	130	1
大和幹線	光市大字立野字五反田から 光市大字東荷字河隅まで	600	600	1,530	1

※マンホール 208 箇所を含む

2 業務範囲

指定管理者の行う業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 運転管理業務

流入水の処理に必要な施設の運転操作及び監視（「9 流入基準未達の場合の対応」に示した対応を含む）

- ①管理棟の中央監視室における監視、操作、記録及び現場運転操作等の業務。
- ②中央監視室内の清掃、管理日報の作成、電気室内計器類の記録等を含む。
- ③凝集剤等の投入補充
- ④脱水スカム及びしさの運搬
- ⑤その他必要な業務

(2) 施設管理業務

① 保守点検業務

機器の正常な運転を確保するために行う日常点検、定期点検及び検知された異常に対して行う臨時点検、簡易故障修理である。

なお、定期自主点検、点検器具周辺の清掃及び各機器の機能を保つために必要な消耗品の交換費用は、下記の④に含まれるものとする。

ただし、下記の②、③に記載した定期点検業務及び清掃業務を除く。

ア 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、徴候を発見するため、原則として毎日行う点検。主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。

イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食、及び摩耗状態を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため週～1年等期間を定めて行う点検。
主として測定、調整、分解清掃及び記録等の作業。

ウ 臨時点検

日常点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。警報故障時、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

エ 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録等の作業。

オ 簡易な故障修理

特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理。

カ 点検設備機器等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業。

② 下記の定期点検業務

- ・ 幹線管渠内調査業務（別紙仕様書参照）
目視又はテレビカメラ等により、30.47kmを5カ年で調査し、記録表を作成する。また、DX技術の活用が見込まれる場合には検討し、県と指定管理者が協議の上、使用の可否について決定すること。
- ・ 空調換気設備等保守点検業務（別紙仕様書参照）
- ・ ボイラー保守点検業務（別紙仕様書参照）
- ・ 消防関係法定点検業務（別紙仕様書参照）
- ・ クレーン性能検査（2台隔年1回）
- ・ 構内自動電話設備保守点検（電話交換機点検）
- ・ フォークリフト特定自主検査
- ・ バックホー特定自主検査
- ・ 地下タンク漏洩検査（電気棟及びボイラー棟、年1回）
- ・ 窒素リン自動測定装置試薬補充業務（別紙仕様書参照）

③ 下記の施設の清掃業務

- ・ 反応槽等清掃業務（別紙仕様書参照）
- ・ 滅菌池及び流入水路等清掃業務（適時）

④ 施設・設備の修繕及び補修業務

- ・ 予定工事を実施すること（別紙周南流域下水道補修工事予定書参照（上記①の保守点検業務における消耗品の交換費用等を含む。））。
- ・ 予定外工事については、県と指定管理者が協議の上、対応について決定すること。

⑤ 運転管理上必要な水質分析業務

水処理施設、汚泥処理施設の通常試験項目の分析を行う。

- ・ 週1回： 水温、透視度、pH、SS、DO、COD、SV等
- ・ 月2回： BOD、大腸菌、窒素、リン等
- ・ 試験器具は貸与するが、試薬及び消耗品は指定管理者の負担とする。

⑥ 環境緑地の維持管理等

- ・ 場内草刈等業務（国道側：年3回（将来地側は年2回）、その他：年2回）（別紙草刈施業平面図参照）
- ・ 植樹帯維持管理業務（剪定、駆除、予防等）
（別紙植樹一覧表参照）
- ・ 一般廃棄物運搬処分業務（不燃物）
- ・ 産業廃棄物運搬処分業務（場内で発生した不燃物等の処分）

(3) 建物の清掃業務等

- ① 管理棟・汚泥棟の清掃（年3回）
- ② 建物の清掃（屋外公衆便所を含む）、除草、屋外清掃等の作業
- ③ 場内設備に係る備品、材料等の整理整頓補充等

(4) 業務報告等

- ① 運転データ、保守・点検業務の記録、保管
- ② 事業実施計画書の作成
- ③ 必要なユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の手配
- ④ ユーティリティ（薬品、燃料、消耗品、電力、水道等）の管理
- ⑤ 山口県を行う見学者対応への協力
- ⑥ 水質分析結果
- ⑦ 年間作業状況

- ・ 保守点検業務：土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日
 - ・ 中央監視業務：毎日昼夜間連続業務
 - ・ 汚泥処理操作業務：日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日
 - ・ 清掃業務：土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く毎日
- 年末年始の連休等については、別途山口県と協議の上決定する。

(5) 負担物品及び物品の貸付け

- 1) 通常指定管理者負担物品…表2参照
- 2) 工業薬品…表3参照
- 3) 水質試験薬品一式
- 4) 備品等の貸付け

- ・ 指定管理者は、県から本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとするが、詳細は協定において定めるものとする。
- ・ 水質試験器具及び機器の付属工具等については、県が指定管理者へ貸与するものとするが、詳細は協定において定めるものとする。
- ・ 指定管理者は、貸与を受けた器具等は、善良な管理者の注意をもって備品を管理するとともに、保守点検等メンテナンスを行うものとする。

表 2 通常の指定管理者負担物品

用 途	物 品 名	備 考
被 服	作業服、帽子 手袋・革手袋・雨合羽	夏用・冬用・安全対策 用軍手・ゴム手袋・ゴ ム長
履 物	作業靴・長靴・安全靴 胴付長靴・特殊水中靴	
安全対策用具	防災面 防塵マスク・防塵メガネ 防毒マスク ヘルメット 安全帯 安全用ロープ 同上格納ロッカー 携帯用酸素濃度測定器 携帯用酸素呼吸器 硫化水素濃度測定器	補修作業用 作業用 電気工事高所作業用 全般高所作業用
潤滑油類費	補充及び交換用オイル、 グリースなど	
点検整備及び 小修繕に係る 消耗品	ウエス、ベアリング、Vベルト、 パッキン類、Oリング、ピストンリング 、ガスケット、ボルト、ナット、配管材 、鋼材、電線、ランプ、ヒューズ、絶縁 テープ、圧力計など一般汎用品内のもの 小規模な電気関係部品、軽微な特殊品	通常の機械器具等の点 検整備に使用する材料
洗浄剤	洗浄油、ガソリン他	
燃料費	給湯ボイラ用	
塗装費	補修用塗料	
報告記録用紙	日報、月報、年報用等	
清掃用品	バケツ・ブラシ・洗剤 ジェットシーダ等	
衛生用品	石鹼・殺虫剤・消毒液・トイレットペー パー、救急薬品等	
その他	机・布団・日用品事務用品等	

表 3 工業薬品

高分子凝集剤	脱水機用
高分子凝集剤	機械濃縮用
気泡助剤	機械濃縮用
水酸化ナトリウム	機械濃縮脱臭液中和用
固形滅菌薬	雑用水滅菌用
砂ろ過ろ剤	雑用水処理用
脱硫剤	脱硫塔
その他必要な 凝集剤	水処理硫酸バンド等 脱臭用活性炭等

《 参考 》

山口県で行う業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 定期点検等

- ・ 接続点流量計保守点検業務
- ・ 管渠内流量計清掃業
- ・ 監視計測システム等保守点検業務
- ・ 高圧受電設備法定点検業務（非常用発電設備を含む）

(2) 機器の補修・修繕（別紙補修等工事予定書参照）

(3) 周南流域下水道補修工事予定書にない比較的規模の大きな補修・修繕工事

(4) 環境調査等

- ・ 水質分析（放流水の O 1 5 7，クリプトスポリジウム）
- ・ 水質分析（水質汚濁防止法に基づく分析）
- ・ 環境調査、臭気、海域の水質、汚泥分析

(5) 汚泥運搬処分業務（し渣を含む）

3 放流水質基準

要求水準項目及び放流水質

表 4 放流水質基準

項目	放流水質協定基準	放流水質法定基準
pH	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
BOD (mg/L)	15 以下	15 以下
COD (mg/L)	20 以下	* 20 以下
SS (mg/L)	10 以下	40 以下
大腸菌数(CFU/ml)	800以下	800以下
窒素(mg/l)	25 以下	25 以下
リン(mg/l)	4 以下	4 以下

* C O D は、総量規制基準の上乗せにより、最大 25（日平均 20）

総量規制基準

項目	総量規制基準	算定方法
C O D	1004.0 kg / 日	33,466 m ³ /日 × 30 mg/l
T - N	836.7 kg / 日	33,466 m ³ /日 × 25 mg/l
T - P	133.86 kg / 日	33,466 m ³ /日 × 4 mg/l

4 維持管理要求水準

契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

5 事業実施計画

指定管理者は、毎年度、業務開始の14日前までに、その年度の事業実施計画書を提出するものとする。

事業実施計画書は、日本産業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。事業実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

(1)実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

(2)人員体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

(3)安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(4)ユーティリティの調達、使用の方法

施設の運営を行うために必要な電力、燃料、副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるよう記載すること。

(5)点検計画

安全で安定的に流入水を処理するための運転計画や設備点検等について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。

(6)施設管理計画

施設を安定的に維持運営していくための運転指標や各施設の運転方法及び要点（ポイント）、設備点検の内容・点検頻度・点検要領、水質分析の内容・頻度、設備機器毎の点検内容・点検頻度・点検要領、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

(7)緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を、具体的に記載すること。以下のような場合について、各々記載する。

- ・大雨時の対応（「9 流入基準未達の場合の対応」に示す「対応可能である雨天時浸入水等」の場合と、それを上回る場合を区分して記載する、また、「9 流入基準未達の場合の対応」と矛盾しないこと）
- ・悪質排水の流入時の対応（「9 流入基準未達の場合の対応」に示す「対応可能な悪質流入水」の場合と、それに該当しない場合を区分して記載する。また、「9 流入基準未達の場合の対応」と矛盾しないこと。）
- ・台風接近時の対応（防潮ゲート等の開閉について）
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応

6 有資格者に関する条件

施設の運営に必要な有資格者を以下に示す。

- | | | |
|---|---------------------------|-----------|
| ① | 下水道法第22条第2項の有資格者 | (下水道法) |
| ② | 安全衛生推進者 | (労働安全衛生法) |
| ③ | 防火管理者 | (消防法) |
| ④ | 危険物取扱者乙種第4種 | (消防法) |
| ⑤ | ガス溶接作業主任者 | (労働安全衛生法) |
| ⑥ | 酸素欠乏危険作業者 | (労働安全衛生法) |
| ⑦ | ボイラー技士 | (労働安全衛生法) |
| ⑧ | クレーン運転士(玉掛け技能者) | (労働安全衛生法) |
| ⑨ | 特定化学物質等作業主任者 | (労働安全衛生法) |
| ⑩ | 電気主任技術者第3種以上 | (電気事業法) |
| ⑪ | 電気工事士第1種 | (電気工事士法) |
| ⑫ | その他労働安全関係で必要な有資格者は確保すること。 | |

7 流入基準

令和3年度から令和6年度までの流入実績より以下に示す。

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表5 流入水の水量

項 目	範 囲
時間最大揚水量($\text{m}^3/\text{時間}$)	2, 580 以下
日最大流入水量($\text{m}^3/\text{日}$)	晴天時 34, 000 以下 雨天時 34, 000 以下

(参考) 年最大流入水量 ($\text{m}^3/\text{年}$) 7, 899, 927

日最大流入水量 (雨天時) ($\text{m}^3/\text{日}$) 70, 533

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

表6 流入水の水質

項 目	範 囲
水温 ($^{\circ}\text{C}$)	15.5 以上 27.8 未満
pH	6.6 以上 7.6 未満
BOD (mg/l)	234 未満
COD (mg/l)	129 未満
SS (mg/l)	258 未満
窒素 (mg/l)	42 未満
リン (mg/l)	5 未満

(3) 流入予測水量

運営期間中の流入予測水量は、以下のとおりである。

表7 流入予測水量

年度	水量
令和8年度	20, 939 $\text{m}^3/\text{日}$ 平均
令和9年度	20, 996 $\text{m}^3/\text{日}$ 平均
令和10年度	20, 735 $\text{m}^3/\text{日}$ 平均
令和11年度	20, 518 $\text{m}^3/\text{日}$ 平均
令和12年度	20, 382 $\text{m}^3/\text{日}$ 平均

※平成30年7月以降、光市浄化槽汚泥を受け入れており、令和9年度以降

は、同センター内に建設予定の光市し尿受入施設からし尿を受け入れる予定である。

8 放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応

処理水の水質が、3に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

【第1段階】未達の確認、報告

- ・指定管理者は、水質分析業務により放流水質が放流水質協定基準、放流水質法定基準を満たしていないことを把握したら、速やかに山口県に報告する。

【第2段階】改善期間、改善計画書の提出

- ・放流水質協定基準未達の場合には、指定管理者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行う。
- ・放流水質法定基準未達の場合には、山口県の指導、監督に従い、指定管理者は、要求水準未達の原因究明や改善措置を行う。
- ・流入水が流入基準を満たさない場合は、山口県にて改善を行う。
- ・流入水が流入基準を満たしている場合は、指定管理者は改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。
- ・原因究明、改善計画書の作成および実施にかかる費用は、指定管理者が負担する。

ただし、「やむを得ない事態」による場合は、指定管理者は上記に係る費用を山口県に請求することができる。

- ・指定管理者は、自ら水質分析を行い、改善措置の効果を確認し、放流水質基準を満足できるようになるまで、改善状況を山口県に報告する。

【第3段階】協定解除

- ・流入水が原因である場合、やむを得ない事態による場合を除き、放流水質基準を満足できない状態が継続する場合、または改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、山口県は協定を解除することができる。

なお、やむを得ない事態としては、以下を想定する。

- ・災害により、処理施設の一部が機能停止した場合。
- ・予期せぬ機器の故障時において、機器の修復までの期間。

ただし、運転操作上のミスによる故障は除く。

9 流入基準未達の場合の対応

(1)対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、以下のとおりとする。

- ・大量の油（臭気又は色で識別できる範囲のもの）
- ・大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品（pH計にて検出できる範囲のもの）
- ・大量のきょう雑物

流入ゲートにおける流入水の臭気、色や pH の監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、指定管理者は以下の措置をとる。

- ・指定管理者は、上記の物質がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。（オイルマットによる油除去等）
- ・速やかに山口県に報告するものとする。

(2)対応可能である雨天時浸入水等

降雨時には、以下の対応を取る。

- ・指定管理者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。
- ・指定管理者は、流入水の水量が 7 に示す時間最大揚水量を上回った場合であっても、場内ポンプ場で対応できる場合は、適切な運転により、処理を行う。
なお、上記の措置で対応できない大雨の場合、不可抗力とする。

表 8 特定事業場の業種別箇所数

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

業 種	光市	周南市	岩国市	計
病院	2			2
歯科医院	1 3			1 3
飲食店	5		1	6
食品製造	2		1	4
スーパー	7			7
給食センター等	2	1		3
給油所	4		2	6
自動車整備業	7		1	8
クリーニング業			6	7
その他	1		1	3
計	4 3	1	1 5	5 9

(排水の水質等)

表 9 特定事業場からの排水の水質基準値

項 目		法定基準値
pH		5 以上 9 未満
BOD (mg/l)		5 日 間 で 600mg/l 未 満
SS (mg/l)		600mg/l 未 満
ノルマルヘキサン	鉱油類含有量	5 mg/l 以下
抽出物質含有量	動植物油脂類含有量	3 0 mg/l 以下

注) これ以外にも有害物質等は別に規制値がある。

10 汚泥に関する基準

指定管理者は、脱水用高分子凝集剤、機械濃縮用高分子凝集剤、気泡助剤、脱臭液中和用水酸化ナトリウム、雑用水滅菌薬、砂ろ過ろ剤を購入する。

購入薬品については、それぞれの機器に適合したものを選定するものとし、脱水汚泥の含水率を以下の基準に適合させる。

脱水汚泥は、ホッパーに貯留し、汚泥の運搬、処分は、別途業者が行う。

脱水汚泥の搬出時期や回数等については、別途協議の上、決定する。

表 10 脱水汚泥の基準値

項目	基準値
含水率（％）	85％以下

ろ布については、修繕業務において、適時交換するものとする。

11 運転に関する条件

管理基準値は設定しないが、下記施設の運転においては、臭気に対して特に注意すること。

① 汚泥処理棟

※脱水汚泥搬出作業時等の臭気に対する配慮を含む。

② 沈砂池ポンプ棟

※し渣の搬出作業時等の臭気に対する配慮を含む。

※し尿受入れによる臭気に対する配慮を含む。（光市し尿受入施設）

管理状況については、毎年、地元住民に公開している。

12 引継事項

指定管理者は運営期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の指定管理者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

- (1)総合運転したときの機能の発揮状況
- (2)諸機械の振動、異音等の状態
- (3)計装設備の調節状況
- (4)運転上の特別な操作
- (5)その他留意事項

13 本件施設の環境計測

指定管理者は、水処理施設、汚泥処理施設の次の通常試験項目の分析を行う。

ア 週 1 回：水温、透視度、pH、SS、DO、COD、SV 等

イ 月 2 回：BOD、大腸菌、窒素、リン等

山口県は、法規制値遵守確認のため、以下の環境計測を行うものとする。

(1) 水質分析項目（水質汚濁防止法に基づく分析方法）

(2) 水質分析項目（放流先海域調査）

COD	2 回/年×4 箇所×2 (上・低層) = 16 検体
全窒素	
全リン	

(3) 水質分析項目（O157, クリプトスポリジウム）

各滅菌装置滅菌前後の 2 検体

(4) 臭気分析項目

測定回数 1 回/年×3 箇所 = 3 検体

測定箇所 3 箇所（脱水機棟、敷地境界、山側民地）

(5) 汚泥分析（溶出試験、含有試験）

測定箇所 1 箇所

（溶出試験）

アルキル水銀	セレン	1 回/年
全水銀	トリクロロエチレン	
カドミウム	テトラクロロエチレン	
鉛	四塩化炭素	
有機リン	1,1,1-トリクロロエタン	
六価クロム	ジクロロメタン	
ヒ素	1,2-ジクロロエタン	
シアン	1,1-ジクロロエチレン	
PCB	シス1,2-ジクロロエチレン	
チウラム	1,1,2-トリクロロエタン	
シマジン	1,3-ジクロロプロペン	
チオベンカルブ	ベンゼン	

(含有試験)

カ ド ミ ウ ム	1 回/年
鉛	
総 ク ロ ム	
ヒ 素	
総 水 銀	
ニ ッ ケ ル	

14 業務日報、月間事業報告、四半期事業報告及び年間事業報告の記載内容

業務日報、月間事業報告、四半期事業報告及び年間事業報告に記載すべき項目を記載する。

(1) 業務日報

記載事項（様式及び提出方法は別途協議）

- 1 気象
- 2 管理日報（水処理 1）
- 3 管理日報（水処理 2）
- 4 管理日報（水処理 3）
- 5 汚泥処理日報（脱水機、その 1）
- 6 汚泥処理日報（脱水機、その 2）
- 7 汚泥処理日報
- 8 日常・週例点検表（水処理）
- 9 電気日常点検表（水処理 1/2、2/2）
- 1 0 日常・週例点検表（汚泥処理）
- 1 1 電気日常点検表（汚泥処理）

(2) 月間事業報告

記載事項（様式及び提出方法は別途協議）

- 1 月間業務実施状況報告書（運転管理状況等）
- 2 月間業務実施状況報告書（水質試験結果）
- 3 管理月報（水処理）
- 4 管理月報（汚泥処理）
- 5 月間汚泥負荷量測定値（COD、窒素、リン）
- 6 消化槽加温状況表
- 7 機器運転時間記録
- 8 電力計記録
- 9 月間光熱使用量
- 1 0 月間薬品使用量
- 1 1 月間作業表
- 1 2 月間勤務予定・実施表
- 1 3 機械月例点検表
- 1 4 蓄電池 1 カ月、6 ヶ月点検記録表
- 1 5 自家発電運転記録
- 1 6 クレーン月例・6 ヶ月点検表

- 1 7 計装機器校正：1 ヶ月に1 回
- 1 8 漏電遮断機動作試験：6 ヶ月に1 回
- 1 9 絶縁抵抗測定記録：6 ヶ月に1 回で、月別にローテーション設定

(3) 四半期事業報告(様式及び提出方法は別途協議)

- 1 消化槽加温状況表
- 2 月間作業表
- 3 機械月例点検表
- 4 蓄電池1 カ月、6 ヶ月点検記録表
- 5 クレーン月例・6 ヶ月点検表
- 6 計装機器校正：1 ヶ月に1 回

(4) 年間事業報告

記載事項(様式及び提出方法は別途協議)

- 1 年間業務実施報告書(運転管理状況等)
- 2 年間作業予定・実績表
- 3 管理年報(水処理)
- 4 管理年報(污泥処理)
- 5 機械運転時間
- 6 機械年次点検表(沈砂池設備、污泥ポンプ設備、沈砂池脱臭設備、初沈設備、水処理設備、水処理脱臭設備、終沈設備、雑用水設備、送風機設備、污泥処理設備、機械濃縮設備、污泥消化設備、脱水機設備、余剰ガス燃焼設備、管理棟設備、ポンプ等設備、計量器棟設備、送風機棟設備、消毒棟設備、スカム処理棟設備、消化槽・ボイラー棟設備、脱水機棟設備、管理棟空調設備、管理棟スクラバー設備、沈砂池空調設備、送風機棟空調設備、自家発棟空調設備、ボイラー棟空調設備、弁操作室空調設備、機械濃縮空調設備、脱水機棟空調設備)

(5) その他(様式及び提出方法は別途協議)

- 1 故障報告書
- 2 運転管理変更報告書
- 3 臨時点検報告書
- 4 各施設月別電力使用量実績表(様式自由)

15 指定管理料の計算方法

指定期間中の指定管理料の支払額の計算方法は、県と指定管理者が協議の上、協定において定める。

16 リスク分担表

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
物価の変動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
金利の変動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設(設備)の損傷 損失には、修繕 工事期間中のサ ービス提供に必 要な施設の仮設 経費等を含む。	①不可抗力(県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがた い暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災 、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)によるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的(小規模)修繕で修復できるもの(①及び②の場合 を除く。)		○
	④大規模修繕(1件当たりの所要額が15,000千円以上のもの) 又は改修を要するもの(①及び②の場合を除く。)	○	
備品の損傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係 るもの(所有は指定管理者に帰属)		○
支払の遅延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による 新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞 金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民 及び施設利用者 への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、 苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
個人情報情報の漏洩	①県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指 定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管 理 者
管理運営に係る事故 損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの (自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故等)		○
	④その他	○	
第三者への賠償 指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
保険への加入	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥その他	○	
業務内容の変更	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
	③流入量の増減に伴う経費の増減	協 議	
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設（設備）の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	①県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

17 保険

(1) 指定管理者の加入する保険

指定管理者は、必要に応じ自らの費用で必要な保険に加入するものとする。

(2) 山口県の加入する保険

山口県は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 下水道賠償責任保険
- ・ 建物共済保険

18 遵守すべき関連法令、条例等

指定管理者は業務実施にあたり、関連する環境法令、条例等を遵守しなければならない。

- ① 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ③ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ④ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ⑤ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ⑥ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ⑦ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ⑨ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ⑩ 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）
- ⑪ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ⑫ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑬ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ⑭ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ⑮ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ⑯ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ⑰ 山口県公害防止条例（昭和 47 年山口県条例第 41 号）
- ⑱ 山口県流域下水道条例（昭和 61 年山口県条例第 1 号）
- ⑲ 山口県流域下水道規則（平成 17 年山口県規則第 121 号）
- ⑳ 山口県流域下水道維持管理要綱
- ㉑ 山口県情報公開条例（平成 9 年山口県条例第 18 号）
- ㉒ 山口県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年山口県条例第 40 号）
- ㉓ その他関連法令

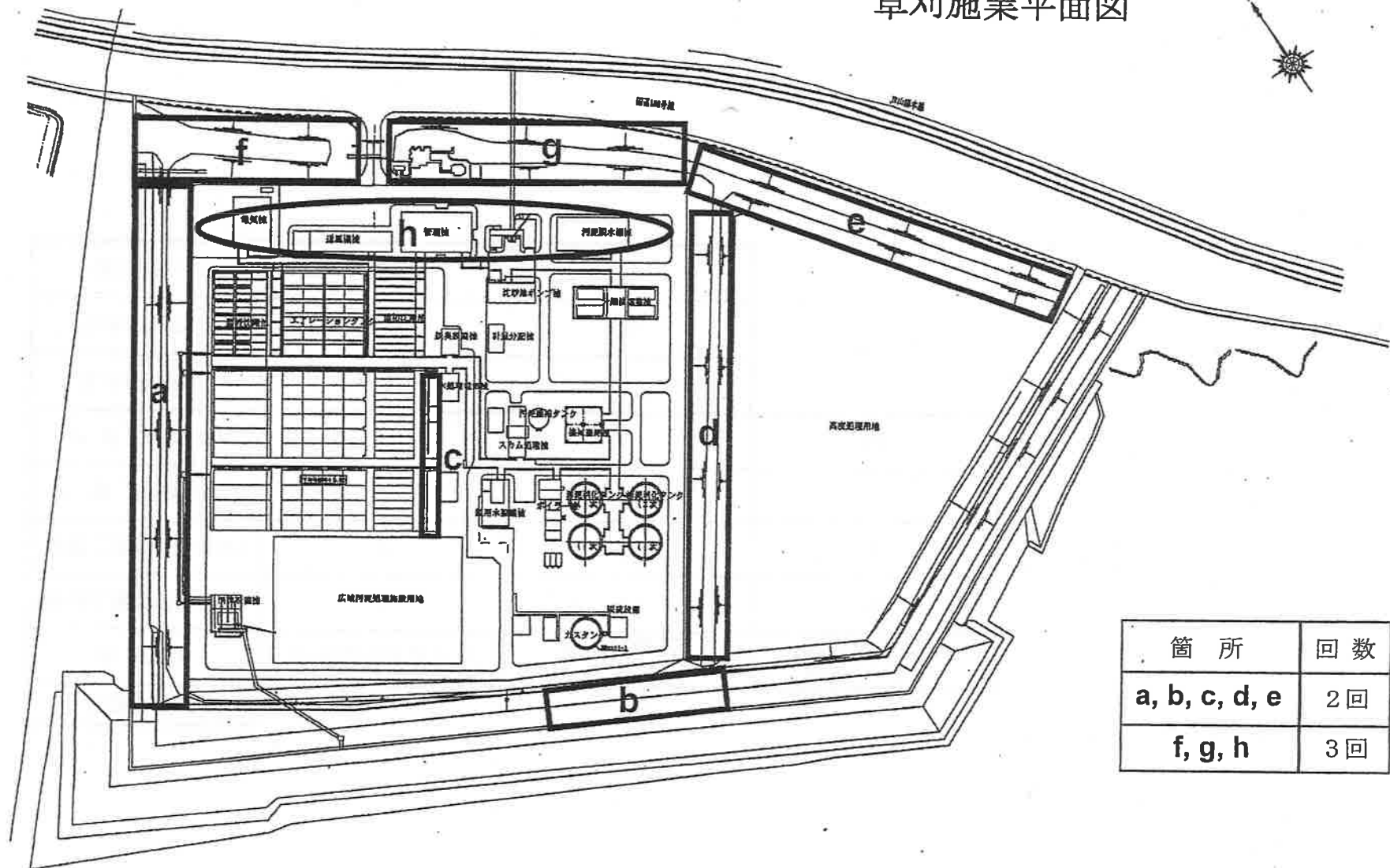
周南流域下水道補修等工事予定表（１）

	点検周期	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 1 0	2029 R 1 1	2030 R 1 2
①沈砂池関係											
沈砂池機械	5										
1号汚水ポンプ	5		○						山口県		
2号汚水ポンプ	5					○					山口県
3号汚水ポンプ	5							山口県			
4号汚水ポンプ	5									山口県	
No. 1 ポンプ井排水ポンプ	3	○				○			指定管理者		
No. 2 ポンプ井排水ポンプ	3		○		○			指定管理者			指定管理者
No. 3 ポンプ井排水ポンプ	3		○				指定管理者			指定管理者	
1号汚水ポンプインバータ	7			○							指定管理者
2号汚水ポンプインバータ	7			○							指定管理者
②水処理関係	3										
水中攪拌装置 ①ー1	3		○		○				指定管理者		
水中攪拌装置 ①ー2	3	○				○				指定管理者	
水中攪拌装置 ①ー3	3				○				指定管理者		
水中攪拌装置 ①ー4	3				○			指定管理者			
水中攪拌装置 ①ー5	3	○				○					指定管理者
水中攪拌装置 ①ー6	3		○		○				指定管理者		
水中攪拌装置 ②ー1	3			○				指定管理者			指定管理者
水中攪拌装置 ②ー2	3		○				指定管理者			指定管理者	
散気装置 ①ー1	6										
散気装置 ①ー2	6										
散気装置 ①ー3	6										
散気装置 ①ー4	6										
散気装置 ①ー5	6										
散気装置 ①ー6	6										
散気装置 ②ー1	6			○							
散気装置 ②ー2	6			○							
終沈（フライト・銅板）①ー1	10						山口県		山口県		
終沈（フライト・銅板）①ー2	10				○					山口県	山口県
終沈（フライト・銅板）①ー3	10				○			山口県		山口県	
終沈（フライト・銅板）①ー4	10		○								
終沈（フライト・銅板）①ー5	10										
終沈（フライト・銅板）①ー6	10										
終沈（フライト・銅板）②ー1	10					○		山口県			
終沈（フライト・銅板）②ー2	10								山口県		
サイクロ減速機	1		○			○	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
送風機1ー1号 1ー2号	5			○						指定管理者	
送風機2号	5			○					指定管理者		
送風機2号インバータ	7					○					
送風機3号	5						山口県				
雑用水他曝気ブロワ	1					○			指定管理者		指定管理者
紫外線装置ランプ交換	1				○		指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
雑用水ポンプ						○				山口県	山口県

周南流域下水道補修等工事予定表（２）

	点検周期	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 1 0	2029 R 1 1	2030 R 1 2
③汚泥処理関係											
スラム移送弁軸受交換	2				○		指定管理者		指定管理者		指定管理者
常圧浮上装置 1 号	5			○						山口県	山口県
常圧浮上装置 2 号	5	○						山口県	山口県		
消化槽攪拌機 1 号（浚渫含む）	5						山口県			山口県	山口県
消化槽攪拌機 2 号（浚渫含む）	5	○						山口県			
消化槽攪拌機 3 号（浚渫含む）	5		○						山口県		
消化槽 1 号インバータ	7						指定管理者				
消化槽 2 号インバータ	7						指定管理者				
し渣脱水機	3		○			○		指定管理者			
汚泥脱水機No. 3	5										
汚泥脱水機No. 4	5			○					山口県		
汚泥供給ポンプ（8 台）	7		○			○	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
貯留槽攪拌機（6 台）	7		○		○	○	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
薬品注入ポンプ（6 台）	7					○	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
脱硫酸脱硫剤交換	1	○	○	○	○	○	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
脱臭装置活性炭交換	1	○	○	○	○	○	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
消化槽加温ボイラー	10						指定管理者	指定管理者			
ガスタンク	10		○								
④硫化水素対策											
雑用水関係	10										
原汚泥貯留槽 1 号、2 号	10										
濃縮汚泥貯留槽 1 号、2 号	10										
沈砂池・ポンプ井	10					○	山口県				
場内管渠及び土木施設	10							山口県			
⑤その他											
床排水ポンプ（2 8 台）	1						指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
水質測定計器関係	1	○	○	○	○	○	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者
流量計修繕	7			○	○	○			山口県		
受電設備関係											
無停電電源装置	10			○							
非常用発電設備	6						山口県				
水質試験器具関係											
その他（R 2 . 5 . 2 2 追記）						○	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県

草刈施業平面図



植樹一覧表

樹木名	樹高	規格	本数
アカマツ	高		2
アメリカフウ	高		11
ウバメガシ	高		2
ウメ	高		4
エノキ	高		3
カイズカイブキ	高		14
キンモクセイ	高		0
クスノキ	高		151
クスノキB	高		0
クスノキC	高		0
クロガネモチ	高		69
クロガネモチB	高		0
ケヤキ	高		2
コブシ	高		2
ザクロ	高		1
シラカシ	高		10
シラカシB	高		0
スダジイ	高		91
スダジイB	高		0
ソメイヨシザクラ	高		31
タイサンボク	高		1
ナシ	高		0
ハクモクレン	高		1
ビワ	高		2
マツ	高		163
マテバシイ	高		198
マテバシイC	高		0
ヤブツバキ	高		11
ヤマモモ	高	H=3.0m以上	8
ベニカナメモチ	中		5
イヨカン	中		1
カキ	中		6
クリ	中		1
サクランボ	中		0
サザンカ	中		0
スモモ	中		2
ナシ	中		1
ヒイラギモクセイ	中		1
ブルーン	中		0
ミカン	中		0
モッコク	中		5
モモ	中		1
ミツマタコウゾウ	低		1
生垣(m)			
ヤブツバキ	中	H=1.5m以上	25
キョウチクトウ	中	"	150
サンゴジュ	中	"	46
ネズミモチ	中	"	103
ヒイラギ	中	"	24
ラカンマキ	中	"	87
ハマヒサカキ	低	"	164
カイズカイブキ	低	H=1.5m未満	6
寄植(m)			
アベリア	低	H=1.5m未満	58
サツキツツジ	低	"	93
ハマヒサカキ	低	"	143
ヒラドツツジ	低	"	644
ヒラドツツジ	低	"	317
カンツバキ	低	H=0.6m未満	17
クルメツツジ	低	"	9
シャリンバイ	低	H=0.75m-H=1.5m未満	10
シャリンバイ	低	H=1.5m以上2.5m未満	80
ユキヤナギ	低	"	28

合計

2805